

議案第十九号

三朝町総合開発計画審議会条例の設定について

次のとおり条例を設定することについて、地方自治法（昭和二十二年法律第六十七号）第九十六条第一項の規定により、本議会の議決を求める。

昭和四十九年三月十一日

写

三朝町長 松村喬成

昭和四十九年参月拾九日 原案可決

三朝町議会議長 牧田禎

三朝町条例第 号

三朝町総合開発計画審議会条例

(設置)

第一条 地方自治法(昭和二十二年法律第六十七号)第三百三十八条の四第三項の規定に基づき、三朝町総合開発計画審議会(以下「審議会」という。)を置く。

(所掌事務)

第二条 審議会は、町長の諮問に応じ、三朝町の総合開発計画について調査及び審議する。

(組織)

第三条 審議会は、委員十六人で組織する。

2 委員は、町議会の議員、町教育委員会の委員、町農業委員会の委員、公共的団体の役員及び知識経験を有する者のうちから町長が委嘱又は任命する。

3 委員の任期は二年とし、補欠の委員の任期は前任者の残任期間とする。

(会長及び副会長)

第四条 審議会に、会長及び副会長各一人を置く。

2 会長及び副会長は、委員の互選によつて定める。

3 会長は、会務を総理し審議会を代表する。

4 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第五条 審議会は、会長が招集する。

2 審議会は、委員の半数以上が出席しなければ会議を開くことができない。

3 審議会の議事は、出席議員の過半数で決定し、可否同数のときは、会長の決するところによる。

(委任)

第六条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し、必要な事項は町長が定める。

附 則

この条例は、公布の日から施行する。